

2006. 2・3月号

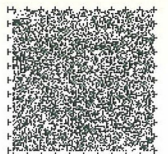
# 戸山サンライズ

●特集●

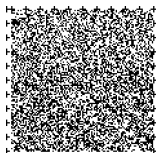
障害者の権利を守る

●スポーツ●

「スポーツ権」の確立を願って



全国身体障害者総合福祉センター



←これは、SP コードです。  
 専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力  
 が可能です。詳細については巻末をご覧ください。

## 第20回障害者による写真全国コンテスト

銅賞 「小寺彩景」(若林区新寺四丁目松音寺)  
 仙台市 菱沼 明夫

古寺の鐘楼を彩る枝垂れ桜と屋根のコントラストが  
 非常に印象的でありフレーミングしてみました。

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図る  
 ことで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加  
 を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会  
 (全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年  
 開催されているものです。第20回を迎えた今回のコンテ  
 ストでも、全国各地より247点にのぼる素晴らしい作品  
 の数々が寄せられました。



## 目次

2006年2・3月号

### ■特集：障害者の権利を護る

- 「障害者の権利を護る」————古畑 英雄 1
- 「虐待防止についての取り組み」————日本知的障害者福祉協会 4
- 「相談体制の仕組みと虐待事例への緊急対応について」————池口 紀夫 6
- 「地域における権利擁護の取り組み」————鈴木 守幸 9

### ■最新行政情報

- 「公益通報者保護法及び同法に関する  
 民間事業者向けガイドラインの概要について」————内閣府 13

### ■スポーツ

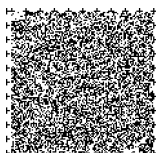
- 「『スポーツ権』の確立を願って」————中川 一彦 16

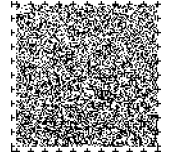
### ■レクリエーション

- 「イギリス演劇の旅 —障害者の舞台に魅せられる—」————庄崎 隆志 20

### ■お知らせ

- 「平成18年度  
 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) 主催研修会概要」———— 22
- 「第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト  
 入賞作品展示会 於：新宿パークタワー」———— 表3





# 障害者の権利を護る

かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局

次長 古畑 英雄

## 1. はじめに

「福祉基礎構造改革」の中で「障害者権利宣言」に唱われている障害者の権利を護る様々な制度が少しずつですが具体化してきていると思います。今回はその中から障害者の権利を護るいくつかの事業の現状と問題点としてあげられている点を紹介いたします。「障害者権利宣言」に唱われた内容の未整備な部分や現状の事業の改善すべき点についても議論を深めていただく機会にさせていただければと思います。

## 2. 障害者の権利を護る制度等

### (1) 障害者基本法

同法では障害者の権利等を守るため以下のような内容が規定されています。

#### 基本的理念

- すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。(同法第3条)

#### 国及び地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。(同第4条)

#### 国民の責務

- 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福

祉の増進に協力するよう努めなければならない。

- 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。(同法第6条)

#### 相談等

- 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。(同法20条)

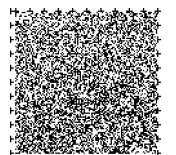
### (2) 成年後見制度

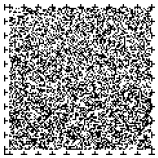
障害者への財産侵害などの被害を防止することはもちろんのこと、平成15年度から始まった福祉サービスの利用契約について、利用者と事業者との対等な契約が行われ、利用者が契約に基づいたサービス提供を受けることができているかを確認するためにも必要な制度です。

家庭裁判所の審判により、判断能力の不十分な方に対して、「後見人」「保佐人」「補助人」が家庭裁判所が後見人等が行うことが必要であると判断された「法律行為」や「身上監護」を行います。

制度改正後、様々な取り組みがなされてはきましたがいくつかの問題点が挙げられています。

- ・親族等で申立人になる方がいない場合に市町村長が申立を行う「市町村申立」が十分な機能を果たしていない。
- ・資力の低い方への配慮が不十分である。
- ・法人後見をおこなう法人が少ない。





・家族等の親族の中に適切な後見人等がない場合に後見事務を行う、弁護士・司法書士・社会福祉士など

の第三者後見人が少ない。

・被後見人等が亡くなった場合の対応方法の整備が不十分である。

また、判断能力が不十分な障害者等の福祉サービスの利用契約に際して、判断能力が不十分な方の後見人等によらない契約が行われている場合も見受けられています。家族への申し立ての必要性を理解して頂くための啓発、身近に後見人等がない場合に第三者後見人が就任できるような体制づくりをおこない、この制度の普及をはかり、以下に紹介する障害者の権利を護る諸制度を、機能させていくことが大切ではないかと思えます。

### (3) 福祉サービスの第三者評価

障害者等が契約して提供を受ける福祉サービスの内容を、第三者が評価を行いその結果を公表し、障害者等利用者が契約前にその内容を知り、他の事業者等のサービスとの比較により障害者等がご自分にあった適正なサービスの選択ができるための制度です。この制度も徐々に普及してきていますが、まだ十分に機能していないのが現状だと思えます。評価を受ける経費は事業者の負担ですが、提供している福祉サービスの透明性を確保する上でもぜひ受審して頂きたいと思えます。

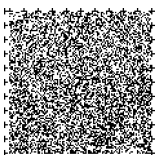
### (4) 地域福祉権利擁護事業

契約能力のある障害者等が社会福祉協議会与契約し、福祉サービスを受ける際に助言等を受けたり、利用者個人の日常的金銭管理などの支援を受けることができるサービスです。

問題点としてあげられている点は

- ・社会福祉協議会によって利用状況に大きな格差がある。
- ・利用中に利用者の判断能力が低下した場合の対応方法に困難がともなう。

また、成年後見制度との関係性など、これから整備していく必要がある点が多々あると思えますが、該当する利用者の方が積極的にこのサービスを活用



することにより、悪徳業者からの被害防止、預貯金通帳等の安全な管理、適切な福祉サービスの選択が可能になると思えます。

### (5) 運営適正化委員会

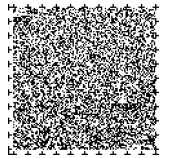
障害者等が福祉サービスを受けている際に、サービス提供者から利用前に受けた説明と、サービス内容、料金等が異なる、サービス内容が不適切であるなどの場合があります。事業者内に設けられている苦情解決システムを利用したが十分に機能していない、またその対応結果に納得がいかない、苦情解決責任者に苦情等があるなどの場合に、サービス利用者や事情を良く知っている方が各都道府県社会福祉協議会内に設置された適正化委員会に、申し出をおこない、問題を解決するための助言や当事者間で話し合いを行う場合の支援を受けることができる制度です。

介護保険等の普及にともない福祉サービス利用者のサービスに対する意識は変化してきているとは思いますが、我が国の福祉サービスの歴史的経過の中で、自分に適した適正な福祉サービスを受けることは当然の権利であるという考え方が周知されているとはまだまだ言い難い状況にあると思えます。

適正化委員会は利用者等の当事者からの申し出だけでなく事情を良く知っている人からの申し出も受理していますが、サービス提供事業者の従事者の方は、ご自分の就労している事業所でおこなわれている不適切なサービス提供や権利侵害等について職場内で勇気をもって提言をおこない改善を行っていくことが求められています。

## 3. サービス提供場面での権利擁護

サービス提供場面でサービス提供者や従事者にとってもっとも必要な障害者等の権利を護ることは、利用者個々にわかりやすい説明を行い、個々に適したサービスを提供し、その評価を受け、個々の声を十分に聞くことであると思えます。障害者自立支援法の施行にともない、障害者サービス提供機関は精神障害、知的障害、身体障害の方々にサービスを提供していくこととなりました。ほとんどの現場で働く従事者の方々は、今までは単一の障害の方々のサービス提供の経緯をお持ちのことと思



ます。これからは、それぞれの障害の方々にはわかりやすい方法で適切な説明を行っていく必要があります。また、それぞれの障害特性、個性を踏まえたサービス提供を行っていくことが必要です。そして、謙虚に障害当事者や第三者の意見を採り入れ、サービス内容を改善していくことだと思えます。

#### 4. おわりに

本号では障害者の権利を護るために実践されて

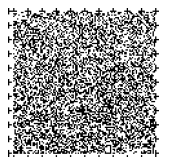
いる様々な貴重な事例が報告されていますので参考にさせていただければと思います。少子・高齢化、国民年金の未納者の増加・高齢化、人口減、就労人口の減など、障害者の権利を護るための環境は厳しくなってくるのではないかと思います。障害当事者の方、支援する方の創意で障害者の権利を護って行きたいと思えます。

### 障害者の権利宣言

(1975年12月9日 第30回国連総会決議)

この障害者の権利に関する宣言を宣言し、かつこれらの権利の保護のための共通の基礎及び指針として使用されることを確保するための国内的及び国際的行動を要請する。

- 1 「障害者」という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人のことを意味する。
- 2 障害者は、この宣言において掲げられるすべての権利を享受する。これらの権利は、いかなる例外もなく、かつ、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上若しくはその他の意見、国若しくは社会的身分、貧富、出生又は障害者自身若しくはその家族の置かれている状況に基づく区別又は差別もなく、すべての障害者に認められる。
- 3 障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ることができる権利を意味する。
- 4 障害者は、他の人々と同等の市民権及び政治的権利を有する。精神薄弱者の権利宣言の第7条は、精神薄弱者のこのような諸権利のいかなる制限又は排除にも適用される。
- 5 障害者は、可能な限り自立させるよう構成された施策を受ける資格がある。
- 6 障害者は、補装具を含む医学的、心理学的及び機能的治療、並びに医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業教育、訓練リハビリテーション、介助、カウンセリング、職業あつ旋及びその他障害者の能力と技能を最大限に開発でき、社会統合又は再統合する過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。
- 7 障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける職業に従事し、労働組合に参加する権利を有する。
- 8 障害者は、経済社会計画のすべての段階において、その特別のニーズが考慮される資格を有する。
- 9 障害者は、その家族又は養親とともに生活し、すべての社会的活動、創造的活動又はレクリエーション活動に参加する権利を有する。障害者は、その居所に関する限り、その状態のため必要であるか又はその状態に由来して改善するため必要である場合以外、差別的な扱いをまねがれる。もし、障害者が専門施設に入所することが絶対に必要であっても、そこでの環境及び生活条件は、同年齢の人の通常の生活に可能な限り似通ったものであるべきである。
- 10 障害者は、差別的、侮辱的又は下劣な性質をもつ、あらゆる搾取、あらゆる規則そしてあらゆる取り扱いから保護されるものとする。
- 11 障害者は、その人格及び財産の保護のために適格なる法的援助が必要な場合には、それらを受け得るようにされなければならない。もし、障害者に対して訴訟が起された場合には、その適用される法的手続きは、彼らの身体的精神的状態が十分に考慮されるべきである。
- 12 障害者団体は、障害者の権利に関するすべての事項について有効に協議を受けるものとする。
- 13 障害者、その家族及び地域社会は、この宣言に含まれる権利について、あらゆる適切な手段により十分に知らされるべきである。



# 虐待防止についての取り組み

財団法人 日本知的障害者福祉協会

福祉サービス事業者は、サービスを受ける利用者が豊かな人生を実現できるよう支援にあたらなければなりません。特に知的障害者施設にあっては、そのため確固たる専門性と倫理観が要求されます。

特に、知的障害のある人たちの多くはコミュニケーション障害があるため、自分の願いをうまく伝えられないことや、自分にとって利益不利益になるかどうかということ判断する能力が弱いため、人権侵害が起きてしまう可能性が高いからです。

このような状況のもと、本会では平成6年に倫理委員会（現「人権・倫理委員会」）を設置し活動を行ってきました。

まず、委員会では、平成9年に知的障害福祉に携わる者の共通理念として、右記「倫理綱領」を策定し、関係者に広く示しました。

つぎに、この「倫理綱領」を基に、利用者への人権擁護の現状を把握するために知的障害施設への実態調査を実施しました。この実態調査から垣間見えたものは、自らの実践と価値観に依存し日々迷いながらも懸命に取り組む職員の姿でした。

その結果を踏まえ、同委員会では平成11年に利用者の人権にかかわる問題点を明らかにして、今後の利用者への人権擁護のあり方を具体的に職員一人ひとりが熟知し、実践に活かしていけるようなモデルとして「施設障害施設職員行動規範」を作成いたしました。本規範では、支援者の基本姿勢を明確にしたうえで、具体的な行動規範として、職員の責務、努力義務、禁止事項を示しています。

その後、各施設、都道府県で利用者の人権擁護に関する学習会や研修会が開催されるようになり、それぞれの施設が独自に行動規範を作成するような動きもみられるようになりました。同時に、本行動規範に対して、支援上の様々な場面での質問が多く寄せられました。

## 倫理綱領

財団法人 日本知的障害者福祉協会

### 前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果さなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

#### 1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

#### 2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとり一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

#### 3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

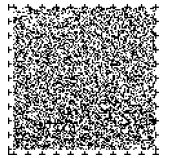
#### 4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

#### 5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

これに対し、委員会では平成15年に現場での様々な疑問に、それぞれの専門家がわかりやすく



答えるQ&A集として、「よくわかる知的障害のある人たちの人権—施設に働くあなたの疑問に答えるQ&A集—」を発刊しました。

このように、本会では、これまで倫理綱領、職員行動規範などの作成等を通じ、福祉サービス利用者の人権擁護に係る啓発活動に努めてまいりましたが、残念ながら知的障害者福祉施設に限らず、障害福祉の現場では新聞報道等により、虐待等を含む人権侵害に関わる数々の事件が取りざたされており、どんなに、日々真摯に目の前の障害をもつ人々のことを考え、支援をしている施設やそこで働く職員がいたとしても、たったひとつの事件により、福祉サービス事業者やそこで働く職員への世間の認識は大きな偏見を持つようになってしまいます。

一方、本会規定のなかには、多くの会員が不利益を被るこれら不祥事等を起こした会員に対する罰則規定について言及しているものはなく、地方会との連携を含めこれらに対して速やかな具体的対応が求められておりました。

そのため、平成16年度より、危機管理委員会と合同で検討を重ね、会員の責務や不祥事等を起こした際の報告義務、罰則規定を盛り込んだ「会員準則」を作成しました。これにより、施設における不祥事等について、それまで当該施設などに直接

報告などの形で情報を得ることが出来ませんでした。その状況や顛末について知り得ることが出来ようになり、不祥事再発防止のための取り組みが可能となりました。

また、合同委員会では、現状の支援の中で抱える問題等をわかりやすく、簡潔にまとめた「人権パンフレット」を作成することとしました。

この人権パンフレットは現在、全国各地で開催されている人権擁護をテーマにした研修会や勉強会等で参加者に配布し、広く活用されています。

パンフレットの中では、現在の各地方・施設で取り組まれている、支援体制の改善や同時に人権侵害防止に向けての下記のような活動を紹介しています。

このように、現在では各地方・施設において熱心に、利用者の方の人権擁護について身近な問題として取り組まれるようになりました。これらの取り組みにより、人権侵害の撲滅へとつながっていき、知的障害のある人たちが豊かな人生を自己実現できることを願っています。

本会としては、そのことを強く願い、また目標として今後もねばり強い活動をしていく所存です。

### ○地方会としての取り組み

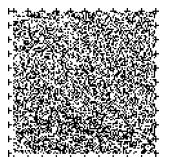
- ・「人権侵害ゼロの誓い」に署名し、掲示する（北海道）  
「倫理綱領」「職員行動規範」を遵守して、体罰、虐待などの人権侵害を行わないことを心に誓い、そのことを利用者や家族と約束するために施設ごとに職員一人ひとりが署名・捺印を行い、園内に掲示しています。
- ・人権侵害に関する調査の実施とQ&A集などの発刊（宮城県・岡山県・鹿児島県）  
職員の人権意識に関するアンケート調査を実施し、支援スタッフなどによる集計作業を通して分析・考察を行い、虐待を防止するための具体的な支援方法やQ&A、行動基準などを内容とした冊子を発行しています。

### ○施設としてこんな取り組みがあります

- ・就業規則に虐待にかかる懲戒事項を規定  
就業規則の懲戒事項に「一、施設利用者に虐待やセクシュアルハラスメントが行われたとき及び倫理行動規範に反する行為が見られたとき」「二、上記の行為を知りながら、上司に報告するなどの適切な処置を怠ったとき」と規定しています。
- ・倫理綱領の読み合わせや掲示  
朝の打合せ会や職員会議のはじめに、倫理綱領を全員で読み合わせている施設や、廊下・集會室などに掲示し、つねに意識するようになっている施設があります。

### ○施設の苦情解決

苦情解決システムを十分に機能させ、利用者やその家族の声を吸い上げ、耳を傾けることに努め、誠実に真摯に解決を図ることに努めて行きましょう。同時に、何でも言い合える風通しのよい組織作り、人間関係作りを進め、みんなで支え合う体制を作りましょう。



# 相談体制の仕組みと虐待事例等への 緊急対応について

中核地域生活支援センター 夷隅ひなた  
所長兼コーディネーター 池口 紀夫

## 1. 「児童虐待」への対応をめぐる環境の変化

「児童虐待」への対応について考えるとき、その根拠となる児童福祉の理念とシステムの変化抜きには考えられません。昨年、児童福祉法が改正されました。今回の改正は、戦後の児童福祉の変遷の中でも、最大かつ革命的とも言える変化です。それは、「児童虐待問題」と「要保護児童問題」への第一次対応が市町村と位置づけられた点です。そして、それまでその役割を中心的に担ってきた児童相談所が専門的な役割を担う、いわばセンター的な位置に変わったということです。

児童相談所はこれまで地域の子どものニーズに応える総合的な窓口の役割を果たしてきましたが、その体制の脆弱さから、又その担ってきた目的機能からして、幾つかの重大な課題を抱え未解決のまま、今日に到っていたのです。

その第一点は、一人一人の子どものくらしの側からは児童相談所は遠いということです。相談活動は何よりも住民から見るところになければならない。更に、地域の事情に通じており、何よりも地域づくりの一翼を担うものでなければなりません。しかし、千葉県の場合を例にとれば、人口600万を越す規模に対して、県の児童相談所は5ヶ所という規模（平成十七年度より支所が1ヶ所増設された）であり、地域対応のキーマンとなるべき児童福祉司は都市部では15～6万人に1人という現状では到底地域のニーズをキャッチし、即応す

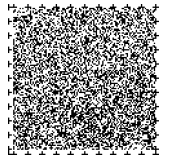
ることは困難であると言わなければなりません。高齢者福祉、障害者福祉のシステムが地域密着型にシフト

チェンジしている今日の流れの中で、「児童福祉」が「おいてきぼり」になるかならないかの分岐点であった時点での改正でした。その意味で、今回の法改正は地域で困り、苦しむ子どもたちにとっては大きな意味を持ちうる（実体づくりは今後の課題であるとしても）変化でした。このことは千葉県の福祉施策にとっても追い風となりうるものです。千葉県は2年前に「千葉県地域福祉支援計画」を策定し、それ以後計画される全ての分野の福祉計画にも貫かれる基本方針を定めました。その方針は「誰もが、ありのまま、その人らしく、地域で生きる」という理念として打ち出され、その中で、福祉施策の中心が「施設福祉」から「地域福祉」へと移行していくことを明確にしました。

第二に「児童虐待問題」は従来の「ニーズ対応型」のアプローチに、「権利基盤型」のアプローチを加えることを迫っているということです。ここで述べる「権利基盤型」アプローチとは規範的には国際人権基準を基盤とし、運用面では人権の促進および保護を志向する、人間開発プロセスの「概念枠組」とされ、要素としては「権利との明示的連関、説明書化、エンパワーメント、参加、差別の禁止および権利侵害を受けやすい立場におかれたグループへの注意」と説明されています（国連人権高等弁務事務所の解説）。

千葉県は平成17年度「市町村こども虐待防止ネットワーク対応マニュアル」を作成し、発表しました。その冒頭に「児童虐待」は「人権侵害である」と規定したが、このことは「児童虐待」への対応の方針と実践マニュアルに対して、決定的





な意味を持つことになりました。つまり、虐待の定義、概念の明確化、虐待対応のシステムの明確化、対応するワーカーの資格内容の明確化、更に、対応マニュアルー通告、調査、調整、意見、勧告、救済措置、改善等一の明確化、その全てのプロセスの法的な根拠、権限、機関の明確化を司法の参加を含めて求められるということです。手法的にも、「介入」の手法が一部であるが必要となったということです。

第三点は従来の「施設福祉」と児童相談所を中心とした福祉的機能には「地域生活支援」の機能がなく、ということです。この点については後述します。

以上の流れと児童福祉のシステムが抱えてきた課題の中で、一昨年10月より実施された千葉県独自の事業である「中核地域生活支援事業」は地域福祉の拠点を担うこと、生活支援と権利擁護の機能を有すること、365日24時間対応であること、「対象横断的」であること等、従来の相談体制の課題をより発展的に担う形態として発足し、今は活動していますが、前述した三つの課題を前進させる拠点の一つとして、その役割責任が増しつつあると言えます。以下、その役割を現在どのように担っているか、事例をもとに記述してみたいと思います。

## 2. <事例>

本年1月に児童相談所がネグレクトのケースとして関係者会議を開いたケースです。

その後、どこの機関も関わっていなかったのですが、地域では誰もがその家庭を「問題視」しており、〇〇さんの家族全体を排除する傾向が顕著でした。5人の子どもと両親、祖父母の家庭です。子どもたちは地域の中で孤立しており、虞犯行動なども出はじめていました。年齢が進むにつれて非行化していくことは目に見えていました。長男が障害児施設に入所していた関係で、その施設から中核地域生活支援センター(以下、中核センターと略称)へ通告があり、中核センターのスタッフ

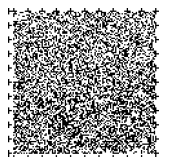
が定期的に子どもたちと遊んだりして、関わりを深めていきました。夏休みの間に問題行動の拡大が懸念されたので、あらためて、地域の力でこの家族への支援が必要であると判断し、地域の関係者一学校、民生委員、町の福祉課・保健師、児童家庭支援センターからのヒアリングをはじめました。情報を収集した上で支援課題を抽出し、支援方針を検討し、関係者会議を開催することとなりました。中核センターが支援方針を提案したのち、関係者全体で協議及び、ネットワークとしての支援方針の役割分担を決めるようにしました。

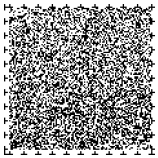
学校は今まで親と話しづらかったこともあって家庭訪問をしていませんでした。

今回、家庭訪問をして親と子どものことについて話し合い、子どもたちの著しい学力の遅滞に対して個別の指導を実施。保健師は、家庭面のしつけや食事、健康面について話しをききとりながら、アドバイスをします。中核センターはケースの進行管理(町)の手伝いをしながら、定期訪問をし、子どもたちの遊びと夏休み中の学習指導を行う。施設の指導員も入所児の帰省指導のために家庭訪問をして子どもたちと遊ぶ。地域の児童家庭支援センターも子どもたちの遊び支援に参加する。問題行動が発覚した場合の一時対応は学校が行う。

中核センターが支援方針と共に関係者に提案したポイントは、この家庭を地域から排除しないで、包み込んでいくことです。この家庭が閉鎖的で時に攻撃的であるのは、地域の「問題視」に対して「自己防衛」していることへの共通理解です。

夏休み中、この方針の下に関係者全体で実践した結果、一定の成果は見られました。夏休み中、昨年見られた「問題行動」は見られませんでした。夏休み以降小学校が個別指導を週に3回実施するようになり、学習の促進もさることながら、家庭内で充分与えてもらえてなかった愛情欲求がそのことで代替的に充足されつつあります。家庭訪問を実施し





たことにより会話が成立したことで、中核センターや児童家庭支援センターのところに子どもたちが仲間とともに遊びにきたり、「遊びに来て！」と発信したりするようになったことです。父母がスタッフを認知して受け入れるようになったこと、等々ですが、今後継続的に実践することによって、父や母から支援を求めてくる、ようになることが目標です。

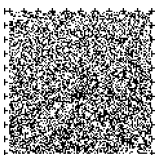
### 3. 中核地域生活支援センターの役割

前述した事例は、いわゆる緊急対応が必要であるレッドゾーンのケースではなく、ネグレクト(特に不適切な養育)のケースではありますが、虐待ケースのうちで圧倒的に多いのは、このようなグレーゾーンのケースであり、社会はこのグレーゾーンのケースをレッドゾーンに落下させないことこそ、今日の虐待問題の最重要課題であると考えられるからです。

このケースを通じて求められる中核センターの役割について列挙すると次のようになります。

- (1) 通告のあったケースの家族を支えている関係者(経済面における行政、教育面における学校、地域福祉としての民生委員等々)からのヒアリング
- (2) 支援方針の案づくり
- (3) 情報と守秘義務の共有化
- (4) 支援方針の関係者間の共有化
- (5) 役割分担の共有化
- (6) ケースの進行管理者の明確化
- (7) ケースの進行管理の支援
- (8) 生活支援、子育て支援の一部又は他の資源から落ちる部分を担う
- (9) 支援結果の評価と修正

レッドゾーンケースの緊急対応が必要なケースについては、今日市町村に虐待防止ネットワークが整備されつつあり、それなりに機能しはじめています。ネットワークの中で、中核センターに対し、共通



マニュアル以外に独自の役割を期待されるのは、他の機関が機能しない時間帯に対応することです。それは、中核センターが365日、24時間オープンしている事業である、ということからきています。それは、中核センターが生活支援を含めて、「権利擁護」を事業として実施しているからです。但し、中核センターは法的な権限を付与されている事業体ではない、従って緊急一次対応をした上で、警察あるいは児童相談所につなぐことが必要となります。とりわけ、緊急の救済、安否確認、調査等の活動において必要となります。

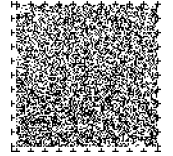
### 4. 現状における課題

- (1) 虐待問題の解決には、トータルな生活支援と子育て支援(経済的支援を含む)が必須ですが、虐待防止ネットワークの中でこの機能が位置づけられていないことが決定的な欠落であることは、中核センターの実践過程でも明らかです。在宅の子育て支援、地域生活支援の資源が備わっていないことと表裏をなしています。中核センターがこの課題に対してどのような役割を果たしていくかが今日の重要な課題です。里親や施設における一時保護事業は「地域生活支援」の枠組には該当してないのが現状です。この点については機会があれば詳述したいと思います。
- (2) 虐待を生み出す生活の危機構造についての共通認識が蓄積されていく必要があること。
- (3) 虐待を引き起こす状態としての親の心理状況についての共通認識の蓄積と共有化。
- (4) 司法介入の手続き、タイミングについての共通認識の蓄積。
- (5) ケースの進行管理の方法についての認識の共有化。
- (6) 加害者たる親の問題解決についての方法の共有化。

# 地域における権利擁護の取り組み

宮城福祉オンブズネット「エール」

事務局長 鈴木 守幸



## はじめに

本年4月から、高齢者の権利擁護にかかる取り組みの中核的な役割を担う、地域包括支援センターが稼働します。高齢者虐待防止法の施行もあり、市町村における権利擁護の取り組みが本格化することが期待されています。

しかし、高齢者や障害者といった「社会的弱者」といわれる人々の生活実態に、一地域包括支援センターが動くだけでは、弱者の抱える状況について持続的に内実のある支援は困難であると思います。市町村レベルでの権利擁護事業は極めて重要なのですが、その準備が整っていないのも事実なのです。

私たち、NPO宮城福祉オンブズネット「エール」は、平成13年11月に設立して以来、これまで高齢者・障害者の地域生活における権利擁護の取り組みを、市民感覚に基づき、各医療・保健・福祉分野の専門職だけではなく、弁護士、司法書士、消費生活相談員といった、いわば権利擁護にかかる異業種連携を掲げて広範な支援者の協力の元で実践してきました。

今回は、エールの権利擁護にかかる実践の柱、高齢者・障害者のための相談援助における実践事例を通じての権利擁護、福祉分野におけるコンプライアンス・ルールの普及・啓発の実践の趣旨の概略を示し、今後エールの目指す方向性を考えていきたいと思います。

## 1. 高齢者・障害者の権利侵害（エールに寄せられる相談から見る実態）

高齢者、障害者の消費者被害が急増しています

が、ご他聞に漏れずエールに寄せられる相談にもこのような世相を反映したものが目立っています。

エールは、よく高齢者や障害者の消費者被害にかかるトラブルに強いとよく言われます。当然、弁護士や消費生活相談員といったこの分野の専門家を擁していることは強みですが、これだけの理由だとは思っていません。

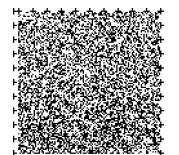
なぜエールが消費者被害に強いのかというと、高齢者や障害者がこのようなトラブルに巻き込まれるのかというその背景や要因に着目した、いわば総合的な支援体制を意識した支援を行っているからだと考えています。

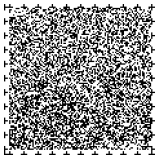
高齢者、障害者の消費者被害、経済的な虐待の背景には市民生活者としての生活の破綻、不自由さ、不安が大なり小なりあることに気づきます。

ここでは、エールが認知症高齢者の単身生活者の消費者被害発覚を端緒に、実はその高齢者の生活が破綻し、ごみ屋敷の中で不安やストレスで極めて不安定な精神状態下、数年間地域で孤立していた事例を紹介します。（事例1参照）

この事例は、エール発足後間もなく相談されたものですが、ここでの取り組みはその後のエールの提唱してきた、地域の権利擁護にかかる異業種連携を基軸にした地域ネットワークで支えた象徴的な事例です。

権利侵害は、複合的に潜在的に、そして長期間にわたってなされていたようです。このことは認知症高齢者だけの話ではありません。精神障害者の地域生活においても同様なことが起きています。障害者の社会生活にもこの事例と同様な脆弱性が潜んでい





るのです。ノーマライゼーションの実践とは、この脆弱性に対しての制度的、実践論的な配慮があって実現するのです。この配慮は公的な責務であるのと同様に、我々市民社会の構成者自身に問われているように思うのです。

この事例から何を読み取るかは読者の判断にお任せしますが、高齢者や障害者の権利擁護は福祉分野の専売特許ではありません。むしろ福祉分野のネットワークという狭い領域でのネットワークの実効性に期待はあまり出来ません。福祉における連携といっても、これまでの福祉のフィールドが施設中心であったためか、施設の社会化というような視点が重視され、利用者の地域生活全般に

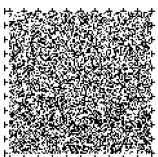
対する視点が薄かったように思うのです。

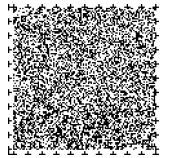
むしろ医療・保健・福祉分野を超えて弁護士や司法書士、消費生活相談員等社会生活に関わる専門家の参集できるネットワークが求められ、それに行政の持つ権限とのコラボレーションに尽きま。地域生活者としての高齢者・障害者の多様な社会性に目を向けたネットワークが必要なのです。福祉だけの土俵で生活者は生活しているわけではないのですから。

地域包括支援センターの権利擁護事業についても、地域におけるネットワークの構築の必要性が問われますが、この点を十分に踏まえたデザインが問われると思います。

事例 1

本人の年齢・性別	70代後半・認知症・単身生活・女性
種別	訪問販売被害を受け、地域で孤立・介護保険の利用できなかった、地域での見守りもなかったケース。
世帯構成	単身生活(未婚。親族は県外に甥がいる。)
相談内容・経緯	①消費者被害(契約多数;訪問販売業者のカモに) ・健康食品、床下換気扇、羽毛蒲団 他(訪問販売のオンパレード) ・被害額 1,000 万超。(預貯金の大半が被害に) ②地域での孤立 ・認知症は、近隣者も気付かず。いつからかは不明だが発症して久しい。 ・認知症になっても、長期にわたって支援する人が存在していなかった。 ・身近に親族もいなかった。(甥の面会で発覚、甥がエールに相談)
生活環境	・住居はごみ屋敷。学生たちの協力で大掃除。 ・訪問販売のカモ(ごみから多数の契約書、請求書が出てくる。) ・認知症による精神症状への治療、介護等の支援必要。(被害的な言動)
エールの支援	①消費者被害 被害は、認知症発症後に多い。法的に違法性のある被害もある。 弁護士対応で、被害に対しての法的手段での解決も行う。 ②成年後見人の申立を行い、保佐人の就任 社会福祉士が身上監護の徹底。安心して暮らせる場所の確保。 孤立した生活から、GHでの生活へ。 認知症の専門家に受診。(妄想や不眠という症状の軽減を図る) ③社協の地域福祉権利擁護事業利用(後見人と社協との契約) 財産管理(日常的金銭管理)、見守り。見守り役を厚くする。 ◎地域の見守りが出来ていない状況での被害。その構図を解消し、本人の生活を再構築していく。認知症で、見守りの出来る親族が身近にいないため、第三者の後見人をたてて、本人の生活を再編成していく。 認知症に伴う精神症状も、治療につなげることで沈静化した。また、生活も単身での生活の限界から、GHでの生活に変更。権利擁護事業の利用も重ねて、本人を支える人的な資源も厚くした。 現在は、GHの主的な存在として落ち着いた生活となっている。
協働作業・機関	○弁護士 市の高齢者・介護保険担当 ケアマネージャー 社会福祉協議会、権利擁護事業担当者 成年後見人 民生委員 親族 ○エールは、各協働作業者を参集させて、各役割を調整していく、コーディネイト役。成年後見人の申し立て手続きや候補者探しは、社会福祉士会ばあとなあとの協力。成年後見人と権利擁護事業の契約は、新たな権利擁護事業のあり方を提案した結果となる。 ○この事例は、エールのネットワークでの権利擁護の実践の第1号。





## 2. エールの考える地域生活支援

事例1の相談は、福祉サービスにかかる相談と市民生活にかかるトラブルの相談が、重層的、多面的な生活課題として明らかになりました。社会的弱者としての高齢者、障害者の存在に対して、地域生活を見守る仕組み、仕掛けの必要性があることが明らかになったとも思います。

市民生活を支えるための仕組み、仕掛けとありますが、エールがこの事例から学んだ連携のあり方や考え方を整理してみると、以下のことが言えると思います。

- ・市民生活と直結する法制度へのアクセスを可能にする弁護士や司法書士との連携
- ・消費者として的高齢者・障害者の抱える問題へのアプローチ（市町村の消費生活センターとの連携）
- ・ノーマライゼーションの実現（脱施設ではなく、施設解体＝地域福祉の推進）
- ・権利擁護に向けた多様な取り組み（苦情解決、サービス第三者評価、オンブズマン、成年後見制度等）
- ・成年後見制度の社会化（市町村長申立、利用支援事業の活用）
- ・地域福祉権利擁護事業の活用
- ・連携とネットワーク（共通認識と役割分担、そして協働作業、フォーマルとインフォーマルとの柔軟な連携）

このような視点で実現するのは、まさしく地域における『見守り』です。エールは、この見守りのネットワークのコーディネート役を勝手（自発的）に担ってきたのでしょうか。本来的には、ソーシャルワーク実践の担い手、福祉関係者の役割であるのでしょうか…。

## 3. 福祉関係者（事業者）のコンプライアンス・ルール確立を

高齢者の虐待防止法が4月施行となり、施設等で高齢者の介護に関わるスタッフには、施設内で高齢者虐待を知り得た場合には通報義務が課せられました。旧くて新しい問題、施設内虐待は、高

齢者や障害者施設現場であとを絶ちません。

この通報義務は、スタッフの自らの仕事に対する『価値』と『倫理』が組織の論理に押しつぶされずに達成されるか、というべき側面を持っています。今時、滅私奉公という時代錯誤の御仁はいないように思うのですが、しかし旧態依然とした組織の縛りに現場の抱える悩みは深いようです。

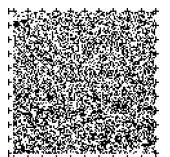
エールは、設立当初から「コンプライアンス・ルール」の福祉分野での定着を提唱しています。単に法令等の遵守という意味だけで『コンプライアンス・ルール』を唱っているではありません。自らの事業所としてのミッションを理解し、ソーシャルワーク、ケースワークに依拠した利用者の権利擁護とつながった行為規範の確立であり、その実践です。

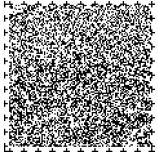
詳しくは、当エール理事長 荒中、副理事長 小湊純一共著の『権利擁護とコンプライアンス』をお読みください。公益的なミッションを持つ社会福祉という観点を再確認し、福祉分野の質を高めることで利用者と事業者の相互理解を目指すこと、これが『コンプライアンス・ルール』の最大のミッションです。

## 4. 総合的権利擁護センターへの展望

再び、事例1に戻りますが、このケースでは、成年後見制度の積極的な活用（判断能力の不十分な人々の自己決定の補完）を軸に、社会福祉士の受任⇒身上監護＝見守りに力点を置いた利用というかたちで、さらに成年後見制度と地域福祉権利擁護事業とを重ねた「見守り」の強化を図り、消費者被害救済に向けた法的手段を講じた対応も行いました。

単身生活の認知症高齢者、後期高齢者の存在、知的障害者の地域生活への移行（脱施設化、施設解体）、精神障害者の社会的入院解消に向けた動き、というように、地域社会はどう受け入れていくのか、共存（パートナー）への道筋はあるのか、という問題意





識が根底にありました。いまのままでは、不安に満ちた孤立した生活を強いることになりかねないので、高齢者虐待防止に向けた取り組みを県とタイアップして行い、地域ケア会議等の活用（専門家、地域支援関係者間による横断的な検証と実践）して止むを得ない措置の活用に向けた取り組み、成年後見市町村長申立、利用支援事業の促進等に努めてきました。

その成果は、成年後見サポート連絡協議会の設置（仙台市社協）で仙台市における成年後見市長申立の急増、異業種連携連絡協議会（仙台弁護士会）の定期的開催へと結実しています。

今、我々は、宮城の地に総合的権利擁護センターを設立していきます。まずは、県全体を対象にした『ワン・ストップ・サービス』の総合的な権利擁護相談窓口としてのエールの相談機能の充実を目指します。機は熟したようです。

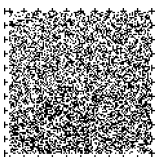
市町村レベルでの地域包括支援センターの権利擁護事業とエールの総合的な権利擁護センターのコラボレーションが理想ですね。ただ、今の状況では、丸投げの心配もあります。ただ、包括のワー

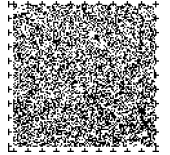
カーの孤立化が率直に言って心配です。

もっとも、エールは行政の肩代わり機関ではありません。共通の問題意識と目標設定を図り、それぞれの役割を果たしつつ連携する。当たり前のことが当たり前に行われるようにサポート体制確立に向けて提言は進めていきますが。

元来、行政や福祉関係者がやるべきことを迅速に且つ適正に遂行するように働きかけていく、監視していく役割こそが、エールの本来的なオンブズマン機能ですので、辛口な目線はしっかりと担保していきます。その上で、コンプライアンス・ルールの啓発も目指すことが求められるのだとも思います。

エールの存在が認められるのも、相談援助機能を重視し、各関係者と連携した権利擁護実践での信頼性と福祉分野の持つ公益性からの質の高い専門性を求める『コンプライアンス・ルール』の提唱とが極めて高い有意性を持っていることが、多くの関係者に受け入れられてきたことにあると思います。だからこそ、総合的権利擁護センターを目指します。





# 公益通報者保護法及び同法に関する 民間事業者向けガイドラインの概要について

内閣府国民生活局企画課

## 一 はじめに

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「本法」という。）は、平成16年6月に公布され、平成18年4月1日から施行される。本法は、公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を目的としている。

本稿では、本法及び本法に関するガイドラインの概要等について紹介する。

## 二 公益通報者保護法制定の背景

近年、国民の安心や安全を損なうような企業不祥事が続発し、これらの犯罪行為や法令違反行為の多くは、事業者内部の労働者等からの通報を契機として明らかにされた。また、通報を理由とした解雇を無効とした判例も徐々に増えてきているところである。しかし、公益のために労働者が通報を行った場合に、どのような内容の通報をどこへ行えば解雇等の不利益取扱いから保護されるのかは、これまで必ずしも明確ではなかった。

このような状況を踏まえ、政府は平成16年に「公益通報者保護法案」を取りまとめ国会に提出し、平成16年6月に原案通り可決・成立した。

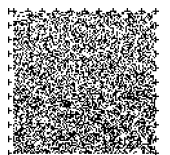
## 三 公益通報者保護法の概要

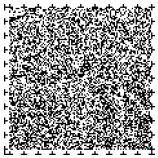
本法は、まず「公益通報」などについて定義し、公益通報者に対する解雇の無効等の民事ルールを定めた上で、事業者、行政機関のとるべき措置等を定めている。

### 1 定義

(1)「公益通報」とは

- ① 労働者が、② 不正の目的でなく、
  - ③ 次のいずれかの事業者（以下「労務提供先」という。）又は労務提供先の事業に従事する場合におけるその従業員等に、
    - イ 労働者を自ら使用する事業者
    - ロ 派遣先事業者（通報者が派遣労働者の場合）
    - ハ イ又はロの事業者の取引先事業者
  - ④ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、
  - ⑤ 次のいずれかの者に通報することとしている（第2条第1項）。
    - イ 労務提供先又は労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）（事業者内部）
    - ロ 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関
    - ハ 被害の拡大防止等のために必要と認められる者（その他の事業者外部）
- 「労働者」には、正社員だけでなくパートやアルバイトなど、また、派遣労働者や取引先事業者の労働者も含まれる。
- 「不正の目的」とは、通報を手段として金品を授受するなど「不正の利益を得る目的」、他人への加害目的としての「他人に損害を加える目的」等であり、これらの目的による通報は本法の保護の対象とならない。
- 「事業者」とは、「法人その他の団体及び事業を行う個人」であり、一般企業だけでなく、各種の法人格を有する団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）などを含む。）、国や都道府県等の公





法人なども含まれる。

「通報対象事実」とは、本法の別表に掲げる法律（社会福祉法、刑法など）に規定する犯罪行為及び最終的に刑罰によりその実効性が担保されている法令違反である。

事業者内部、行政機関、その他の事業者外部と3種類の通報先が用意されており、これらの通報先に応じて、保護要件を定めている（通報先ごとの保護要件については、三二参照）。

(2)「公益通報者」を、公益通報をした労働者としている（第2条第2項）。

## 2 解雇の無効、不利益取扱いの禁止等

公益通報者が、以下の(1)(2)(3)のいずれかの要件を満たす公益通報をしたことを理由として事業者が行った解雇は、無効となる（第3条）。また、公益通報者が派遣労働者である場合、公益通報をしたことを理由とした労働者派遣契約の解除は、無効となる（第4条）。さらに、事業者は、公益通報者がこれらの公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないこととしている（第5条）。

なお、公益通報者を保護することによる公益の実現と事業者の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、以下のとおり通報先に応じて保護要件に差を設けている。

### (1) 事業者内部への公益通報

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われ、通報を行った場合

### (2) 行政機関への公益通報

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合。法令違反行為の発生等を裏付ける資料等の根拠が必要となる。

### (3) その他の事業者外部への公益通報

上記2(2)の要件に加えて、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合

① 事業者内部への公益通報又は行政機関への公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

② 事業者内部への公益通報をすれば証拠隠滅等のおそれがあると信

ずるに足りる相当の理由がある場合

③ 労務提供先から事業者内部への公益通報又は行政機関への公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

④ 書面により事業者内部への公益通報をした日から20日以内に調査開始の通知がない場合又は労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

⑤ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

## 3 事業者、行政機関のとるべき措置

### (1) 事業者のとるべき措置

公益通報を受けた事業者は、是正措置等を、遅滞なく、公益通報者に通知するよう努めなければならないとしている（第9条）。

### (2) 行政機関のとるべき措置

① 公益通報を受けた処分権限等を有する行政機関は、既存の権限に基づいて、必要な調査や適当な措置をとらなければならないとしている（第10条）。

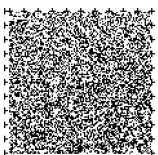
② 公益通報者が誤って、処分権限等を有しない行政機関に通報したときは、通報を受けた行政機関が、処分権限等を有する行政機関を教示しなければならないとしている（第11条）。

## 四 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインの概要について

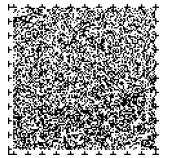
本法の趣旨である公益通報者の保護と事業者の法令遵守（コンプライアンス）を図るためには、事業者内において通報の処理体制の整備が行われ、通報に対して適切な対応がなされることが必要である。

そこで、通報を受け付ける事業者の体制整備に資するよう、内閣府において、平成17年7月に公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定し、公表したところである。

本ガイドラインは法的な拘束力を有するものではないが、本法の趣旨を踏まえたものであり、各事業者において、本ガイドラインを踏まえ通報の処理体制の整備を行うことが期待される。







### (1) 通報処理の仕組みの整備

仕組みの整備に当たっては、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理することとしている。また、通報に関する秘密が厳守できる仕組みにしておくとともに、通報事案の利害関係人が通報処理にかかわることを禁止している。

仕組みの整備としては、①通報窓口の整備、②相談窓口の整備、③内部規程の整備を行うこととしている。

- ① 通報窓口の整備については、通報窓口を新たに設置する、既存の通報窓口（セクハラ通報窓口など）を充実させる、事業者合同で外部（法律事務所など）に委託して設置する方法などさまざまな方法が考えられる。
- ② 相談窓口は、事業者内における通報の受付範囲や通報処理の手続についての相談を受け付けることになる。事業者の実情に応じて、相談窓口と通報窓口を一元化して設置することは可能であるとしている。
- ③ 通報処理の仕組みについては、事業者内の内部規程によって明記することが必要としている。

### (2) 通報の受付、調査の実施、是正措置の実施

通報があった場合には、①通報を受け付け、必要と認めるときは、②調査を行い、調査の結果、法令違反行為が発見された場合には、③是正措置等を実施していくことになる。

通報処理の各段階では、通報処理の進み具合に応じて通報者に対する通知を行うよう定めを置いている。これらの各段階の通知は、必ずしも個別に行う必要はなく、合理的な範囲内であれば一括で行うことも可能である。

- ① 通報の受付方法については、電話、ファックス、電子メール等、通報者の秘密を守ることを考慮し、各事業者において定めることとしている。
- ② 調査の実施段階においては、特に通報者の秘密が守られるよう十分に注意することが必要である。例えば、調査を行う際に目的部署以外の部署に対してもダミーとして調査を行うなどの方法が考えられる。
- ③ 調査の結果、法令違反等が明らかになった場

合には、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じることとしている。

### (3) フォローアップ

通報の受付、調査の実施、是正措置等が終了した後は、一連の通報処理についてフォローアップを行うことになる。本ガイドラインにおいては、法令違反等が再発していないか、是正措置等が十分に機能しているか、また、通報したことを理由として不利益取扱いがされていないか等のフォローアップを行うこととしている。

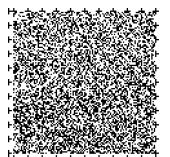
### (4) 仕組みの周知等

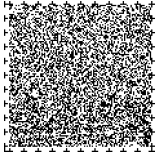
通報窓口を十分に機能させるためには、通報処理の仕組みの周知が必要となる。本ガイドラインにおいては、仕組みの周知として、社内通達、社内報、電子メール等での広報の実施、定期的な研修の実施、説明会の開催等を周知の方法として例示している。

## 五 おわりに

本法の通報対象となる法律には、先にあげた社会福祉法、刑法など関係する法律が含まれている。また、本法の趣旨である公益通報者の保護及び法令遵守（コンプライアンス）の必要性は、特定の企業や業種のみに関わる問題ではなく、一般に共通するものである。以上から福祉関係の各事業者においても、本ガイドラインを参考にして、自主的に通報処理の仕組みを整備し、法令遵守経営を促進することが期待される。

なお、本法の条文、対象法律の一覧、本ガイドラインの全文等については、公益通報者保護制度ウェブサイト (<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>) に内部規程の例、通報受付様式等とともに掲載している。活用していただければ幸いである。





# 「スポーツ権」の確立を願って



筑波大学 名誉教授  
健康科学大学 教授  
中川 一彦

## 1. はじめに

“豊かさ実感できぬ現状「スポーツ権」の確立急げ”、これは、新聞（1997年5月7日、毎日）の憲法施行50年特集の記事見出しです。その後、シドニー（2000年）、アテネ（2004年）と二つのパラリンピック（オリンピック）競技大会を体験しましたが、わが国において、スポーツ権が確立したというニュースを、未だ、耳にしていません。

2004年のパラリンピック・アテネ大会では、日本選手団は、金17個、銀15個、そして銅20個と沢山のメダルを獲得し、その活躍も大きく報道されましたが、それは、障害者スポーツの一面に過ぎないでしょう。なんとすれば、その背景には、身体障害者の4%余りがスポーツなどの文化活動の援助を求めているに過ぎず、大多数は、所得保障（40.7%）、医療費の軽減（20.3%）など<sup>2)</sup>、正に、生きることに必要な要件を整えるのに精一杯の姿があり、スポーツどころではないと考えられるからです。加えて、全国障害者スポーツ大会といいつながりながらも、未だ蚊帳の外に置かれている障害者問題も山積しています。

しかし、障害を持つ人、持たない人に関係なく、現代人にとって、日常生活に必要な体力の維持向上は、大きな課題であり、障害を持つ人が、健康管理の一環として、スポーツ（身体活動）に取り組み、健康はもとより、スポーツを介して円滑な社会生活を送ることは、必須のこととして、今、求められているのです。

そこで、本稿では、先に1998年、著

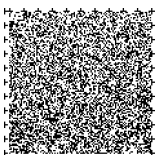
者がまとめた『21世紀を見据えた障害者スポーツの在り方』<sup>3)</sup>の関連箇所を元に、障害者が、明るく豊かな生活を求め、明るく豊かな社会を創ることに参加することが、どの様に保障されているかを、改めて、概観することにします。

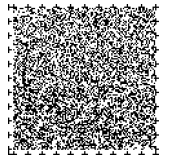
## 2. 人権の復活

第2次世界大戦後、世界は人権の確認と復活に目覚め、国際連合（以下国連）は、国連憲章（1945年）と世界人権宣言（1948年）、そして児童権利宣言（1959年）を生み出しました。

国連憲章は、その前文で、基本的人権と人間の尊厳及び価値を確認し、社会的進歩と生活水準の向上への努力を述べ、世界人権宣言では、国連憲章を受けて、その第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と述べ、第2条で「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治その他の意見、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」とうたっています。そして、第27条では、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。」と明記したのです。

また、児童権利宣言は、世界人権宣言の理想を前提とし、第4条で「児童は、適切な栄養、住居、レクリエーションおよび医療を与えられる権利を





有する。」と述べ、第7条では、「児童は、遊びおよびレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊びおよびレクリエーションは、教育におけるのと同じ目的に向けられなければならない。社会および公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。」と、身体活動（スポーツ）にまで言及しているのです。

これら三つは、「すべての人」または「すべての児童」を対象としたものです。しかし、この頃、障害者は、これらの憲章や宣言による保障どころか、それらに「全く反した、ただ生きているだけの生活を余儀なくされ」（1971年、聴力障害者の権利宣言）ていたのです。

この様な状況を打破するために生まれたのが知的障害者の一般的及び特別権利に関する宣言（知的障害者人権宣言1968年）を皮切りとする知的障害者の権利宣言（1971年）、そして聴力障害者の権利宣言だったのです。

国際知的障害援護団体連合によってまとめられた知的障害者人権宣言は、条文の末尾に「知的障害者が人間として尊重される権利はなにものにもかえがたい。」と締めくくったうえで、第4条に「知的障害者は、家庭の中で生活し、家族の一員として、あらゆる形の社会協同生活に参加し、それぞれの状態に応じて可能なレクリエーション活動を行う権利を有する。」と述べ、ユネスコによる聴力障害者の権利宣言では、第8条に「聴力に障害を持つ者が、適切なりハビリテーション事業による利益を享受することを保障するためには、共同体は、国内におけるろう者のための組織を、家庭生活、教育、職業訓練、社会もしくは共同体生活、生涯にわたる教育、余暇の利用など、あらゆる経験が集中され、ろう者の権利を守る基礎的な手段として認めることが重要です。」と述べています。そして、国連は、改めて知的障害者の権利宣言をまとめ、第1条で「知的障害者は、實際上可能な限りにおいて、他の人間と同等の権利を有する。」ことを明記し、第3条で「知的障害者は経済的保

障及び相当な生活水準を享有する権利を有する。」としたのです。

これらに共通することは、障害を持たない人と比較して、障害者のかなり劣悪な基本的人権や生活環境を直視し、これらの水準を一般の人々が持っている所まで引き上げるための努力を、社会と周囲の人々に求めたところです。

この頃、我が国では、新しく憲法が定められ（1946年）、周知の様に、第13条、第14条、そして第25条などを介し、国民の幸福追求の権利などを保障したのです。

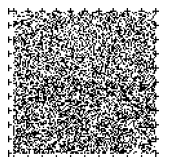
そして、身体障害者については、身体障害者福祉法（1949年）の第2条の2で、「すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。」といちはやく社会参加を保障したのです。

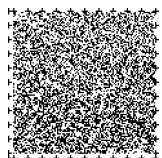
我が国には、長い間、「すべて国民は」と憲法で言いながら、身体障害者福祉法以外、このような権利保障を明記したものはなかったのですが、1970年、心身障害者対策基本法（1993年から障害者基本法と改められる）を定め、広く障害者を対象とした施策を講じるようになるのです。ちなみに、その第25条には、「国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他施策を講じなければならない。」と明記しています。

### 3. 権利としてのスポーツ

人権に関するこの様な流れの中、1970年の中盤を迎えたヨーロッパでは、ヨーロッパの漸進的統合を目的としてヨーロッパ審議会が組織され、この内部組織である文化協力会議が、“みんなのスポーツ”への精力的な動きをみせていました。

そして、1974年、「地域社会への重





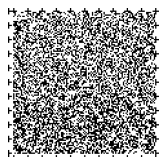
度障害者の統合」が話し合われ、余暇活動とスポーツを主題とした分科会では、障害者に対して余暇活動に関する訓練を実施すべきであることなどがまとめられました<sup>4)</sup>。更に、ヨーロッパ審議会は、1975年、「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」を採択し、その第1条で「すべての個人はスポーツ参加の権利をもつ。」ことをうたったのです。

また、同年、国連は、障害者の権利宣言を採択し、その第9条に「障害者は、その家族又は里親と一緒に生活し、すべての社会的、創造的活動あるいはレクリエーション活動に参加する権利を有する。」としたのです。

尚、盲ろう者青年に対する諸サービスに関するヘレン・ケラー世界会議は、これでも十分ではないと考え、盲ろう者権利宣言(1977年)を採択し、第8条で「盲ろう者は、余暇のレクリエーション活動に参加する権利を有する。それは、彼等の利益のために配慮すべきである。また、彼等は、自己実現と社会関係の発展のために、自分達のクラブや団体を組織する権利と機会を有する。」と明記しているのです。

そして、いよいよ、1978年、ユネスコが体育・スポーツ国際憲章を採択することになるのです。その第1条では、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的人権である。」としたうえで、続けて「学齢前の子どもを含む若い人々、高齢者、障害者がそれぞれの要求に合致した体育・スポーツプログラムにより、人格を十分に発達されるよう、特別の機会が提供されなければならない。」と明記したのです。

その後、国連では、女性障害者の状況の改善(1980年)という決議や国際障害者年行動計画(1982年)が採択され、レクリエーションやスポーツなどへの全面的な参加を保障することを求め、1993年には、より具体的なものとして、障害者の機会均等化に関する基準規則を定め、レクリエーションやスポーツにおける機会均等化を促しています。



一方、我が国においても、憲法第25条の精神を受け、社会教育法が制定され(1949年)、社会教育として体育及びレクリエーションの活動を含む教育活動が組織的に展開されることを促しました。そして、スポーツのより具体的な振興策として、1961年、スポーツ振興法を定め、その第1条に「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。」とうたい、第3条で「国及び地方公共団体は、スポーツ振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行われるスポーツに関する自発的な活動に協力し、広く国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。」と示しているのです。

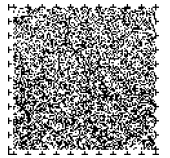
尚、ちなみに、第2条では、スポーツを定義し、スポーツは、「運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図る」ためにされるものと明記しています。

この様な動きの中、1963年、身体障害者スポーツの振興についてという通知が厚生省(現厚生労働省)から各都道府県知事・指定都市々長あてに出され、福祉を念頭に置いた厚生省としてのスポーツ施策が展開されることとなったのです。

他方、文部省(現文部科学省)は、1972年、体育・スポーツの普及振興に関する基本方策についてという答申の、「すべて国民が、いわゆる生涯体育を実践できるような諸条件を整備するための基本方策を樹立し、真剣にその実践に取り組むべきである。」を受け、国民の生涯スポーツへの機運を高めていくのです。

教育面でいえば、1979年、障害児の全員就学が実現し、権利として、全ての障害児が体育(保健体育)やスポーツに触れることが認められています。

そして、1989年、「幼児から高齢者まで障害児者を含む各年齢に応じたスポーツプログラムやス



ポーツイベントの研究・開発を行う。」ことを明記した21世紀に向けたスポーツの振興方策についてという答申が、文部省の保健体育審議会から出たのです。

加えて、総理府は、国連の障害者の機会均等化に関する基準規則を背景に、1995年、市町村の障害者計画策定に関する指針についてと障害者プランを出し、官民一体となり、文化、スポーツ、レクリエーション活動を介した生活の質の向上を求めています。

ところで、我が国には、未だ、スポーツを権利として明確に位置づけたものは見当りませんが、我が国はもちろん国際的憲章などを批准していますので、ユネスコの体育・スポーツ憲章はもとより、国連の障害者の権利宣言などを受け入れているのです。

だからこそ、1989年の21世紀に向けたスポーツの振興方策については、初めて、文部省は、障害者についても言及したのだと思われます。

しかし、我が国において、「スポーツ権」は、憲法第13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、第14条の「すべて国民は、法の下に平等」、そして第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を基盤として位置づいているかに見えるものの、障害者についていえば、障害者基本計画（2002年）の中で、「スポーツ、文化芸術活動の振興」に関する項目を設け、「振興に取り組む」とした努力目標にとどまり、未だ、あいまいなままにあるのです。

#### 4. まとめ

障害者の権利保障を概観することを介し、「スポーツ権」のあることを紹介してきました。

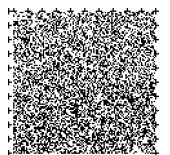
既に、フランスでは、1975年、障害者の余暇活動に関する法律が制定されています。そして、その第1条では、障害者のスポーツ活動への接近を保障することは国家の義務であると規定しているところでは、

21世紀、スポーツが社会復帰(リハビリテーショ

ン)を実現し、自立した障害者が、各人の能力に応じ、自由に、自主的に選択し、主流にも出て、また障害はもとより、人種、信条、性別、社会的身分または門地などの枠を越えて、差別も逆差別もなく、交流し合い、競い合い、個人的で創造的な社会参加(自己実現)を保障する確固たる手段として、言い換えれば、権利として、スポーツが我が国でも位置づくことを願っているところです。

#### 参考文献

1. 大野晃：豊かさ実感できぬ現状「スポーツ権」の確立急げ、毎日新聞、1997年5月7日
2. 厚生省社会・援護局更生課：体の不自由な人びとの福祉、テクノエイド協会、1994
3. 中川一彦（編）：21世紀を見据えた障害者スポーツの在り方、日本身体障害者スポーツ協会、1998
4. 中川一彦：スポーツ・レクリエーション、授産施設職員ハンドブック、60-64、全国社会福祉協議会、1982
5. 中川一彦：レクリエーションとスポーツ・平等な機会のためのわが国の努力、ノーマライゼーション、第16巻、第3号、24-25、1996
6. 中川一彦：自己実現をめざす障害者とスポーツ、月刊福祉、第79巻、13号、14-19、1996



# イギリス演劇の旅

— 障害者の舞台に魅せられる —

オフィス風の器

主宰 庄崎 隆志

11月初め、久し振りに海外視察への旅に出掛けた。この旅で私はロンドンという街のイメージが変わった。帰国して数か月が過ぎようとする今もなお、感動と衝撃が激しく交錯している。寒さをも忘れさせ、楽しいひと時を過ごした私のイギリス演劇報告をさせていただきたい。

旅のきっかけは、二年前の「エイブルアート」や埼玉の「きらり・ふじみ」での、イギリスの聴覚障害芸術監督ジェニー・シーレイ女史のワークショップだった。参加した時に「イギリスの空気を感じながら、いろいろ話し合いに来たらいい」という、ジェニー女史の言葉を受けての旅立ちだった。

## ● 肢体不自由の俳優の楽しい舞台

さて、まず、イギリスで人気の肢体不自由の俳優ダリル・ビートン氏による独り芝居観劇について触れたい。タイトルは「動いている瞬間」。ダリルはプロ俳優であり、芸術的に高く評価されている。1時間半ほどの芝居であったが、見飽きることなくたいへん面白かった。ダリルが肢体不自由とはとても思えなかった。

舞台には、いつもの自分の部屋、そこにはベッド。そして直径11メートルのトランポリン、驚いたのはその上にある二つのブランコで、一般の人が両手を高くあげないと握れないほどの高さのバーがある。その高さに肢体不自由の俳優が果たして届くのか、いささか疑問だった。

幕が開くと、脚の不自由な男と手話通訳の女が客席の後ろから現れ、客席から舞台まで楽しそうにお喋りしながら縦横無尽に歩き回る。台詞が多いので、イギリスのプロ手話通訳ジェニー女史がついてくれた。手話通訳は、役者と客席にいる聾者の距

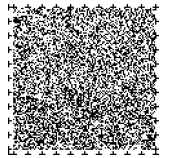
離感を調節し、それによって私たちの笑いを誘い出したので観やすかった。

どんなストーリーかを紹介しよう。ベッドの上で男は、背負ったリュックサックの中から取り出した快感を得るための人形と行き交う、憧れの男を思い浮かべながら。男は人形に対して本音をあらわにする。しだいに同性愛が明らかになってくる。男は彼らを励ましながらか、独りで音楽CDのスイッチを入れて踊る。さらに興奮し、男はカラフルな杖を使って吊り下がるブランコに思い切っ飛ばついで両手で握り、不自由な足を地上から離して自由な足へと変化させ、笑顔を浮かべながら滑稽な動きを始める。虚無的な目と力強い声が魅力的だった。

ブランコ上でくるくると身を翻し愉快的演技をしながら語る。憧れの男を思い慕う気持ちを客席に訴える。携帯電話を通じ、やがて「不自由な脚を持つ自分の快感を得る術はなにか、男から男への愛とは何か」という共存関係を意識するようになる。そしてトランポリンを使って飛び上がってもう一つのブランコを掴む。さすがというか、目からウロコというか、正直驚いた。演技や表情、テンポ、発声、肉体の動きが訓練の成果を見せていた。多くの観客があれだけ笑い転げたのだから、言うことなしの出来映えであった。

## ● 聾学校を訪問して

次にフランク・バーンズ聾学校への訪問である。ひとりの交流を果たした後、私のパフォーマンスを披露した。幼稚部と小学部低・中・高学年に分けて、4回のパフォーマンスを行った。観衆の反応は、「Lovely!!」「素晴らしい」の手話の連発。私の演技と気持ちが伝わったのだ。しばらくやまない拍手、私の周りに輪ができ、それが列になる



ところもあった。ついつい時を忘れての語らいが続く。感動が抑えきれなくて話しかけてきたという聾のダニ先生もその一人で「国が違って聾という仲間が出来る喜びは大きい。あなた方の生き生きとした熱い心は今私たちをふるいたたせている」と言ってくれた。嬉しかった。

この聾学校で驚いたのは、教員の構成である。聾の先生が18人、聞こえる先生も18人なので半分ずついるということだ。それに加えて聾の事務員2人、手話通訳専門員1人。充実したスタッフ構成だ。聾の先生のご好意で給食の試食をし、授業や手話劇の稽古をさせてもらうことができた。学校の授業にも実践的なもので、魅力に富んだものであった。

他にも、国際交流基金や日本大使館にも紹介していただいたイギリスの劇団を見、たくさんの発見や驚きを吸収するのに労をいとわず動いていたが私であったが、人形劇の公演には触れる機会がなかった。残念に思っていたら、イギリス人形劇演出家 Sue 女史から庄崎とぜひ会いたいとの連絡があった。

飛んでいくと、Sueさんは笑顔で出迎えてくれ、おまけにこれまでに手掛けた舞台全作品DVDもプレゼントしてくれた。人形劇の演出術やシステムについて、たくさんお話を伺った。なかでも印象に残ったことは次のような言葉であった。「誤解を避けるため、最初におとこわりしておくが、私たちの舞台創造は一般にいう人形劇とは異なる。

伝統的な人形劇パンチやマリオンネットとも違う。人形劇は演劇の一種だが、私たちの劇団“theatre-rites”（意味はシアター儀式だそう）はむしろドラマの一種といえる。人形劇は単にミニチュア劇であるという観念を壊したい。それは、存在しないもの、つまりは要らなくなった建物を一瞬にして創造者に代わって作り直す、芸術的な静的時間を目指している。ですから私は人形劇とは言わず“theatre-rites”[劇場儀式]と読んでいます」と。

フィジカルな意味でのテクニックは軽視しているようにも聞こえたのだが、Sue 女史は柔和な面持ちの中にも確信を秘めて「私たちの劇団は確かにことばを多用します。私たちのドラマにことばは不要です」と明解に答えてくれた。一緒に作品を作らないかと誘ってもらった。彼女のビジョンを聞き、作品を見ると、その舞台創造の水準の高さに圧倒される思いだった。

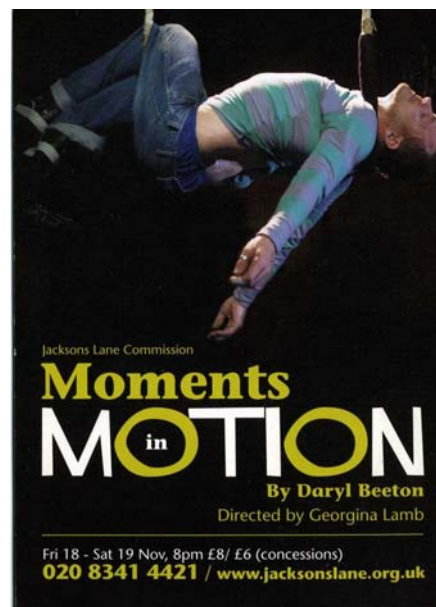
今回の旅は、私にとって実りの多い旅であったが、その成果を日本での実践活動の中へ還元できるようになるのはまだまだ先のことになるかもしれない。これからの一つ一つの舞台やワークショップ作品で少しずつでも見てもらうことが出来ればと思う。

(聴覚障害者。「オフィス風の器」主宰・劇作家・俳優)

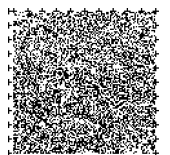
[http://www.geocities.jp/kaze\\_no\\_utuwa](http://www.geocities.jp/kaze_no_utuwa)



(左) 俳優ダリルさん



公演のポスター

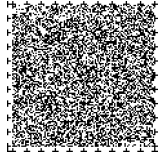


平成18年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）  
研修会概要

お知らせ

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会	障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉、各種サービスから必要なサービスを適切に受け、安心して生活できるように、地域生活支援業務の向上を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、他指定居宅支援事業者及びその他の関係施設等において障害者福祉生活支援業務に携わる者	<第1回> 9月26日(火) ～9月29日(金) <第2回> 1月23日(火) ～1月26日(金)	4日 4日	150名 150名	
障害者施設職員研修会	障害者施設等の新任職員に対し、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。	新任職員（異動による新任を含む）。	6月7日(水) ～6月9日(金)	3日	70名	
	障害者施設等の機軸担当者及び健康管理者に対し必要な知識、技術等について研修し、円滑な運営を図ることを目的とする。	O・P・T・スポーツ指導員看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月24日(火) ～10月26日(木)	3日	100名	
身体障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等に関する情報を提供し、施設経営等について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びびびびサイサービスセンター等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：大阪府）	11月30日(木) ～12月1日(金)	2日	70名	
	障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、施設運営の推進に寄与することを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びびびびサイサービスセンター等幹部職員。	2月22日(木) ～2月23日(金)	2日	70名	
障害者保健福祉サロネーション研修会	障害特性や保健福祉サロネーションの活用について研修し、障害者の生活の向上を図ることを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等が所屬し、地域において福祉業務に携わる者。	<第1回>ベレーシックコース> 6月20日(火) ～6月23日(金) <第2回>ベレーシックコース> 10月10日(火) ～10月13日(金)	4日 4日	150名 150名	
	地域生活支援業務に携わる者に対し、より実践的な研修を実施し、地域で中心的存在となることを目的とする。	地域で身体及び知的障害者支援に携わる者で、リーダーを目指す者。 （現在、リーダーとして活躍中の者を含む）	<アドバンストコース> 3月7日(水) ～3月9日(金)	3日	50名	



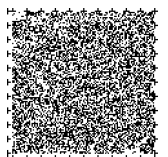


研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるよう支援することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。 障害者のレクリエーション支援業務に携わっていることにより、レクリエーション支援の中心的存在とすることを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わっている者。 障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者。(現在、リーダーとしての者を含む)	<第1回>ベシックコース 7月25日(火) ～7月28日(金) <第2回>ベシックコース 11月14日(火) ～11月17日(金)	4日 4日	70名 70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部免除される。
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に合わせた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションと障害者の関連性について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<アドバンストコース> 2月7日(水) ～2月9日(金) <第1回> 8月8日(火) ～8月11日(金) <第2回> 8月22日(火) ～8月25日(金) <第3回> 3月20日(火) ～3月23日(金)	4日 4日 4日	120名 120名 120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

- 障害者ケアマネジメント従事者指導者研修(国研修)：6月実施予定
- サービス管理責任者研修(国研修)：9月実施予定

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(その他) 平成17年度にATAC、特定非営利活動法人 e-AT利用促進協会等と共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は平成18年度も京都でも実施する予定です。開催内容は別途通知します。

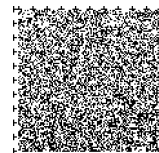


# 平成18年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 研修会日程表

お知らせ 2006年2・3月号

	平成18年				平成19年							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
障害者地域生活支援技術研修会						① 26～29 火 金				② 23～26 火 金		
障害者施設職員研修会			① 新任職員 7～9 水 金				② 下記(注1) 参照 24～26 火 木					
身体障害者福祉センター等職員研修会								① 幹部職員 11/30～12/1 木 金 (大阪府)			② 幹部職員 22～23 木 金	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会			① ハーツ研修コース 20～23 火 金				② ハーツ研修コース 10～13 火 金					③ アト・パ・リスト コース 7～9 水 金
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会				① ハーツ研修コース 25～28 火 金				② ハーツ研修コース 14～17 火 金			③ アト・パ・リスト コース 7～9 水 金	
障害者スポーツ指導員養成研修会【学生対象】 (注2)					① 8月 8～11 火 金	② 8月 22～25 火 金						③ 20～23 火 金
サービス管理責任者研修(国研修)												
障害者ケアマネジメント従事者指導者研修(国研修)			6月実施予定									

※上記の日程は都合により変更することがあります。  
 (注1) O.T、P.T、スポーツ指導員、レクリエーション指導員、看護師等で機能訓練及び健康管理に携わる者対象  
 (注2) 日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生対象  
 (その他) 平成17年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション・技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都も京都で実施する予定です。  
 開催内容等は別途通知します。



## 「第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト入賞作品展示会」開催！

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、平成18年3月15日（水）から17日（金）の3日間、東京都の「新宿パークタワー」で、「第20回 障害者による書道・写真全国コンテスト入賞作品展示会」を開催いたしました。

当コンテストは、今年で20回を迎え、今年はその記念大会でした。（※結果は本誌10・11月号で発表）開催中は、全国各地から、コンテスト入賞者、応募者をはじめ、たくさんの方々が会場に足を運んでくださいました。

この展示会・記念誌作成に助成いただいた教職員共済生活協同組合、並びに協力いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。



←写真の部 ↑書道の部

入賞作品は、合計100点が展示。

今回同時展示された、内閣府提供の「共生社会をみんなで作るために」パネル。誰もが互いに尊重し支え合う、共に生きる社会をどんどん広げよう！

### ～ご来場いただいた方々からのメッセージ～

- ・（\*。^\*）ステキな作品が多くて嬉しかった。（茨城県23歳大学生）
- ・素晴らしい作品にふれて懸命に努力され生きる喜びを痛切に感じました。（神奈川県71歳男性）
- ・体の障害を全く感じさせないような力強い、あるいは繊細で美しい作品に感嘆。これからもこのような美しい作品を作り続けてほしいです。（神奈川県18歳高校生）
- ・素晴らしい作品に感動しました。（埼玉県34歳会社員）
- ・良い出会いでした。次も楽しみにしています。（東京都女性）
- ・皆さんが頑張っておられる事がわかります。妻も今後も頑張ると思います。

（61歳・57歳コンテスト応募者ご夫婦）



### 戸山サンライズ（通巻第225号）

発行 平成18年2月10日（隔月10日発行）

発行人 （財）日本障害者リハビリテーション協会  
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03 (3204) 3611（代表）  
FAX. 03 (3232) 3621  
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

### 編集後記

緑の香を含んだ春の風とともにまた新しい季節が始まりました。私にとっては、新しくそして懐かしい匂いを感じる好きな季節です。新たな気持ちで新年度のスタートを切りましょう！

2006年度も、全国各地の福祉センターを中心に様々な情報を提供していきたいと思っています。今後とも情報誌「戸山サンライズ」をよろしく願いいたします。

（西田）

